令和８年１０月

# 浄化槽補助金申請及び交付手続の流れ

浄化槽補助金申請及び交付手続の流れは、「１」～「７」のとおりです。
なお、手続のうち、「１」「３」「６」が申請者の皆様に行っていただく手続です。

## １　補助金交付申請

補助金交付申請は、浄化槽の設置工事の開始の日の７日前までに行ってください。
なお、設置するときの状況に応じて、必要な書類が異なります。

①　建築基準法に基づく手続をされた場合（建築確認申請を伴う場合）
例）住宅の新築に伴い、浄化槽を設置する場合

【提出書類】

・浄化槽補助金交付申請書（第１号様式）
・登録証の写し（浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領に基づくもの）
・登録浄化槽管理票（Ｃ票）
・処理対象人員算定書
・型式適合認定書の写し
・配置図（方位、縮尺、浄化槽、専用住宅等、放流経路、道路などを明示）
・付近見取図（方位及び縮尺、浄化槽、専用住宅等、放流経路、放流先、道路、目標となる地物などを明示）
・浄化槽の設置に係る賃貸人の承諾書
（自らが居住する専用住宅等を借りている場合）
・浄化槽設置工事に係る明細書（浄化槽本体価格を含む。）の写し
・宅内配管工事当該工事に係る明細書の写し（宅内配管工事に対する補助を申請する場合）
・住民票の写し（注１）
（居住していることを証する書類。コピー不可。マイナンバー（個人番号）は記載しないこと。）
注１　住民票の写しは補助金の交付請求までに提出

共通書類（※）

・建築確認通知書の写し（注２）
・し尿浄化槽概要書の写し（注２）
・環境衛生面に関する意見書の写し（注２）

②　浄化槽法に基づく手続をされた場合（建築確認申請を伴わない場合）
例）トイレを改修し、浄化槽を設置する場合

【提出書類】

・上記「①建築基準法に基づく手続をされた場合」で定める共通書類（※）
・浄化槽設置届出書の写し（注２）
・環境衛生上の観点から適合する旨の通知書の写し（注２）
・浄化槽法第５条第４項の規定による適合する旨の通知書の写し（注２）

注２　建築主又は築造主、又は設置者と申請者は、合致している必要があります。

【申請受付期間】

４月１日～１２月２８日

（京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日を除く。）

※　助成金額が予算額に達した場合は、期間中であっても申請受付を終了する場合があります。

【提出部数】

１部

【留意事項】

浄化槽補助金交付申請書の「申請者の住所」は、申請者が現に居住している住所地を記載してください。

## ２　補助決定通知

補助金を交付するに適すると認めた申請者に対し、補助予定額及び交付の条件等を浄化槽補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知します。

なお、この通知は原則として交付申請後２１日以内に行います（ただし、未提出書類があるなど、申請書類の補正に要した期間は除きます。）。

必要に応じて、浄化槽の設置工事に関し、適正に施工されているか確認するため、職員が現場調査を行う場合があります（原則として、据付工事の状況を確認させていただきます。）。現場調査を行う場合は、交付申請後６日以内に連絡します。

## ３　工事完了届出

工事完了後速やかに、又は翌年３月２０日までに浄化槽工事完了届出を行ってください。

【提出書類】

・浄化槽設置工事完了届出書（第５号様式）
・浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との間で取り交わした業務委託契約書等の写し
・浄化槽法第７条に規定する法定検査申込受理書の写し
・浄化槽設置工事に係る明細書（浄化槽本体価格を含む。）及び請求書の写し
・宅内配管工事当該工事に係る明細書及び請求書の写し（宅内配管工事に対する補助を申請する場合）
・基礎工事等及び宅内配管工事等の状況を示す写真（写真を撮影した日付、浄化槽整備士の監督の状況、基礎工事の状況、据付工事の状況、工事完了の状況、宅内配管工事の状況　明示）（宅内配管工事等の状況は、宅内配管工事に対する補助を申請する場合）
・浄化槽使用廃止届出書の写し（既存単独処理浄化槽にかえて浄化槽を設置した場合）
・浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類

【提出部数】

１部

【留意事項】

以下の事項に該当する場合は、浄化槽補助金変更等届出書（第４号様式）の提出が必要となります。

・申請内容を変更するとき。
・設置工事を中止しようとするとき。
・３月２０日を超えて、設置工事完了予定日を延期しようとするとき。

## 4　完了検査（現場調査）

浄化槽の設置工事が適正に実施されたことを確認するため、職員が現場調査を行います。

## 5　補助金交付通知

完了検査により適正と認められた場合、申請者に対し、確定した補助金の額を浄化槽補助金交付額決定通知書（第６号様式）により通知します。

## 6　補助金交付請求

浄化槽補助金交付通知を受けた申請者は、速やかに補助金交付請求を行ってください。

【提出書類】

浄化槽補助金交付請求書（第７号様式）

【提出部数】

１部

【留意事項】

・住民票の写し（居住していることを証する書類。コピー不可。マイナンバー（個人番号）は記載しないこと。）は、本請求までに必ず提出してください。
・交付請求は、通知を受けた日から３０日以内又は申請の翌年４月１５日のいずれか早い日までに行ってください。

## 7　補助金交付

補助金交付請求後、指定の金融機関口座への振込により補助金の交付を行います。

## ■　補助金不交付通知

補助金を交付するに適さないと認めた場合は、浄化槽補助金不交付決定通知書（第３号様式）により通知します。

関連するホームページ

○京都市情報館「浄化槽補助金の交付申請」（ページ番号：290929）
https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000290929.html

○京都市情報館「浄化槽補助金交付関係申請書等様式」（ページ番号：34726）
https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000034726.html

問い合わせ先、提出先窓口

京都市 環境政策局 環境企画部 環境保全創造課（旧 環境指導課） 浄化槽担当
〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 本庁舎１階
☎ ：075－222－3955 、 FAX：075－213－0922
E-Mail：kanhoshi@city.kyoto.lg.jp